

法務省民総第2687号  
厚生労働省発雇児第1130001号  
平成18年11月30日

日本学術会議

会長 金澤一郎 殿

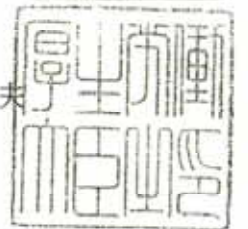
法務大臣

長 勢 甚 遠



厚生労働大臣

柳 澤 伯 夫



生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼

生殖補助医療の在り方、生殖補助医療により出生した子の法律上の取扱いについては、以前より多くの議論が提起されてきたところ、今年に至り、高田氏御夫妻の代理懐胎による子の出生届の受理をめぐる裁判、根津医師による代理懐胎の公表が大きな話題となり、代理懐胎についての明確な方向付けを行うべきという国民の声が高まっています。

政府においては、かねてから、この問題について関係審議会等で検討してきたところではありますが、この問題は、直接的には医療、法律の問題とはいえ、生命倫理など幅広い問題を含むことから、医療や法律の専門家だけの議論には限界がある極めて困難な問題といえます。

つきましては、学術に関する各方面の最高の有識者で構成されている貴会議において、代理懐胎を中心に生殖補助医療をめぐる諸問題について各般の観点から御審議いただき有意義な御意見を頂戴いたしたく、御依頼申し上げます。

(本件事務連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課長

千村 浩

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

T E L 03-5253-1111 (内線 7931)

直 通 03-3595-2544

F A X 03-3595-2680

E-mail chimura-hiroshi@mhlw.go.jp

法務省民事局

参 事 官

寺 本 昌 広

〒100-8977

東京都千代田区霞が関 1-1-1

T E L 03-3580-4111 (内線 5969)

直 通 03-3592-7114

F A X 03-3592-7039

E-mail mt030433@moj.go.jp